

甲種防火管理新規講習実施要綱

1 目的

消防法施行令第3条第1項第1号イの規定に基づく甲種防火対象物の防火管理に関する講習を実施し、防火管理者の資格を付与すること。

2 講習区分

甲種防火管理新規講習

3 受講対象者

- (1) 防火管理者を定めなければならない防火対象物において、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある方。
- (2) その他、防火管理者の資格取得を必要とする方。

4 講習日時

- (1) 平成30年7月5日（木）9時～16時（受付は8時30分から）
 - (2) 平成30年7月6日（金）9時～16時
- ※2日間の受講が必要です。

5 講習場所

柳井市柳井3718番地

柳井市文化福祉会館 2階大会議室（別添案内図参照）

6 受講手続き

甲種防火管理新規講習受講申込書に必要な事項を記入のうえ、写真1枚（縦3cm×横2.4cm写真うら側に氏名を記入）を添えて柳井地区広域消防本部予防課又は最寄りの消防署、出張所に申し込んでください。

7 受付期間

平成30年6月1日（金）から平成30年6月20日（水）まで

8 受講費用

4,000円（テキスト代）

受講費用については、講習当日の受付でお支払いください。なお、釣銭がないように準備をお願いします。

9 講習日程

別添講習時間割のとおり

1 0 講習科目の一部免除

- (1) 消防設備点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている方、自衛消防業務講習の課程を修了している方については、別添講習時間割のうち、「防火管理の意義及び制度Ⅰ」及び「防火管理の意義及び制度Ⅱ」の受講免除を受けることができます。
- (2) 講習科目の一部免除を受ける方は、受講申込書に免状又は修了証の写しを添付してください。

1 1 その他

- (1) 受講申込書提出時に受講票を交付しますので、講習当日に御持参ください。
- (2) 7月6日(2日目)の講習は消火器、屋内消火栓の取扱い訓練を実施しますので、動きやすい服装、履物で受講してください。
- (3) 昼食は各自で御用意ください。
- (4) 問合わせ先

〒742-0031

柳井市南町五丁目4番1号

柳井地区広域消防本部 予防課指導係 担当：林

TEL (0820) 23-7774

FAX (0820) 23-4503